

Drive 割賦販売契約規約

第1条（定義）

株式会社イージェーワークス（以下「当社」といいます。）は、Drive 割賦販売契約規約（以下「本規約」といいます。）を定め、これにより当社が指定する携帯電話端末等の商品（以下「商品」といいます。）の販売に当たり、商品購入者たる契約者との間で、商品代金の支払を割賦払いとする契約（以下「本契約」といいます。）を締結します。

第2条（注意事項）

当社が本規約のほかで行う案内及び注意事項等は、本規約の一部を構成するものとし、契約者はこれに従うものとします。

第3条（規約の変更）

当社は、契約者の承諾を得ることなく本規約を変更できるものとします。この場合、各条件等は変更後の規約によります。ただし、契約者に著しく不利益な変更（第9条（割賦手数料）を契約者に対し不利益に変更する等をいいます。）の場合は、1か月以上前に契約者に対して通知します。

第4条（通知）

- 1 当社から契約者に対する通知は、電子メール、書面の郵送又は当社 WEB サイト上での掲載等、当社が適当と判断する方法により行います。
- 2 通知は、当社が当該通知の内容を当社 WEB サイト上に表示した時点、又は電子メール及び書面等が当社より発信等された時点より、効力を生じるものとします。

第5条（申込みの方法）

本契約の申込みにあたっては、本規約に同意のうえ、当社所定の手続に従って行うものとします。

第6条（申込みの承諾）

- 1 当社は、本契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従ってその申込みを承諾します。
- 2 契約者は、前項の規定にかかわらず、次の場合には当社がその契約の申込みを承諾しないことがあることをあらかじめ了承するものとします。
 - (1) 本契約の申込みをした者が、当社の提供する他のサービス（以下「他サービス」といいます。）の料金又は工事に関する費用等（以下「料金等」といいます。）の支払を現に

- 怠っている、怠るおそれがある、又は過去に怠ったことがある場合
- (2) 本契約の申込みをした者が、当社の提供する他サービスにおいて利用停止又は解約をされたことがある場合
 - (3) 本規約に違反している、違反するおそれがある、又は過去に違反したことがある場合
 - (4) 本契約の申込みをした者が、申込みに当たり虚偽の届出をした場合
 - (5) 本契約の申込みをした者が、制限行為能力者であって、申込みにあたり法定代理人等の同意を得ていない場合
 - (6) その他上記に準ずる場合であり、当社が申込みを承諾することが不相当と判断した場合

第7条（契約の成立）

- 1 本契約の申込みに対して、当社が承諾した時点で本契約が成立するものとします。
- 2 当社は、一の商品ごとに一の契約を締結します。

第8条（商品代金）

商品代金は、当社が別途定めます。

第9条（支払回数）

- 1 当社所定の支払回数を、本契約成立後当社から契約者に対して書面又は電磁的方法により通知します。
- 2 支払回数の変更について、当社所定の方法で届け出ることにより、一括払いへの変更のみ可能となります。

第10条（割賦手数料）

割賦販売について、手数料は要しません。

第11条（請求）

賦払金の請求は、商品お届け月の翌月から開始します。

第12条（送料）

- 1 契約者は、当社所定の送料を支払うものとします。
- 2 送料は、賦払金の最初の請求と併せて請求します。

第13条（支払方法）

- 1 当社所定の期日までに、当社所定の方法により商品代金及び送料（以下「商品代金等」といいます。）を支払うものとします。

2 前項において、契約者が料金等を支払う際に要する費用は、契約者の負担とします。

第 14 条（遅延利息）

商品代金等について、支払期日を経過しても支払がない場合には、支払期日の翌日から起算して支払った日までの期間について、年 14.6%の割合で計算して得た額を、遅延利息として当社所定の方法により契約者は支払うものとします。

第 15 条（消費税）

当社が契約者に対して請求する商品代金等には、消費税相当額を加算します。

第 16 条（商品の引渡し）

- 1 商品は、本契約成立後、当社より別途送付する書面又は電磁的方法に記載の時期に引き渡します。
- 2 前項に規定する時期は、大幅に遅延する場合があります。その他引渡しについて、当社から連絡する場合があります。

第 17 条（配送可能地域）

配送可能地域は、日本国内のみです。

第 18 条（所有権）

- 1 商品の所有権は、商品代金全額の支払時に、契約者に移転するものとします。
- 2 商品の所有権移転前は、契約者は、商品を担保に供し、譲渡し又は転売することができないものとします。

第 19 条（返品・キャンセル）

契約者都合による商品の返品及びキャンセルはできません。ただし、別途定めがある場合はこの限りではありません。

第 20 条（品質保証）

- 1 商品の品質及び性能は、商品の製造元企業が保証します。商品に同梱する保証書を確認してください。
- 2 商品の故障・不具合等に関する問合せについては、商品の製造元企業まで連絡してください。

第 21 条（解除）

当社は、契約者が第 25 条（期限の利益喪失）各号のいずれかに該当する場合、契約者に

対して20日以上相当な期間を定めて催告したにもかかわらず当該事由が是正されないときは、本契約を解除できるものとします。

第22条（契約不適合）

契約者は、商品に契約不適合を発見した場合は、当社に対して代替品との交換を請求することができます。

第23条（権利義務譲渡の禁止）

契約者は、相手方の書面又は電磁的方法による事前の承諾なく、本契約上の地位又は本契約に関連して発生する権利若しくは義務を第三者に譲渡し、担保の目的に供し又は承継させてはなりません。

第24条（届出事項の変更等）

- 1 契約者は、当社に対する届出事項（氏名、住所、請求書の送付先及び電話番号等）に変更があった場合は、速やかに当社所定の手続に従い届け出るものとします。
- 2 前項に規定する届出を怠ったことにより、契約者が当社からの通知が到達しない等、不利益を被ったときは、当社は一切責任を負わないものとし、通常到達すべき時に到達したものとみなします。

第25条（期限の利益喪失）

契約者は、次の各号のいずれかに該当した場合、残余の賦払金の全額を直ちに支払うものとします。

- (1) 支払期日に賦払金の支払を遅滞し、当社から20日以上相当な期間を定めて催告されたにもかかわらず、その期間内に支払わなかった場合
- (2) 差押え、仮差押え、保全差押え、仮処分申立て又は滞納処分を受けた場合
- (3) 破産、民事再生、特別清算、会社更生その他裁判上の倒産処理手続の申立てを受けた場合、又は自らこの申立てをした場合
- (4) 本規約上の義務に違反した場合
- (5) 契約者の信用状態が著しく悪化したと当社が判断した場合

第26条（準拠法及び合意管轄）

本規約は日本法を準拠法とし、日本法に従って解釈されるものとします。また、本規約の履行及び解釈に関し紛争（裁判所の調停手続を含みます。）が生じたときは、東京簡易裁判所又は東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

2024年12月1日改定